



立野地区 地域計画だより

令和6年8月 第4号
浪江町役場・農業委員会
立野連絡協議会

令和6年8月4日にこれまで検討してきた立野地区での営農再開に向けた担い手案について、地権者説明会を行いました。

1 当日の説明内容(要旨)



地域計画は全国一律の制度で、担い手が高齢化し不耕作農地が増えてくることから、令和5年度までに、地域ごとに誰が将来の地域の担い手として営農していくか、を決める制度です。浪江町でも18行政区で地域計画の策定に昨年度から取り組んでおり、既に3地区で地域計画が決まりました。

立野地区でも昨年7月に地権者への説明会を立野上、立野中、立野下ごとに開催し、地域計画制度の概要説明、意見交換を行いました。

この時点では地域の担い手候補は区域面積約 350 ヘクタールのうち約 200 ヘクタールで、まだまだ担い手の掘り起こしが必要な状況であり、各行政区ごとに役員を中心に担い手の掘り起こしを行ってきました。

地域の担い手だけでは担えない農地については外部法人参入についても検討を進めてきました。

その後も各行政区ごとで更に検討を進め、外部法人の参入については役員会に候補となる法人を呼んで、参入意向の確認や現地の確認をし、きちんと立野地区で営農できるか確認を行いました。

また、分散した農地での営農は効率的でないことから、極力、まとまった農地で集約的な営農が行えるよう、各担い手ごとに農地の集約化や排水が悪い農地の改良工事や畦畔を取って大きな水田とすることについても検討しました。

その結果、担い手予定が 280ha 区域面積の約8割まで増やすことができました。(中面の担い手図をご参照ください。)

図の緑色、黄色に塗られた農地になります。

2 当日のご意見やご質問

(質問)紫色の農地は手がかけられる農地ではない。暗渠排水や畦畔の除去をしないと作付けは厳しい。

(回答)担い手が決まった農地で担い手が暗渠排水の工事や畦畔の除去の要望があれば、地権者の同意を得た後、町に相談してください。

(質問)マップの緑色の農地で米を作っていることが多い。作付けしているなら黄色ではないのか？

(回答)黄色は令和6年度まで営農再開支援事業を活用する農地で、緑色は令和7年度まで営農再開支援事業を活用していく農地を示している。緑色の農地では水稻を作付けしているところが多いが、今後本格的に営農していくための準備や経営の安定化のため営農再開支援事業の管理耕作を7年度も使う農地です。

(質問)そもそも、営農再開支援事業と集積協力金について説明不足ではないか？

(回答)当初から地域計画と営農再開支援事業の関係については、その内容と地域集積協力金と営農再開支援事業の補助とは重複できない旨、説明してきました。本日、改めて「地域計画策定のフロー」で説明を行いました。最初はすべての農地を農地バンクに預けて地域集積協力金を申請するとの意見もありましたが、この間やっと8割の担い手が決まり、その担い手から更に規模拡大していくのに必要な農業用機械の調達や除染で地力が低下している農地への堆肥投入、畦畔の修復などが必要であり、そのため営農再開支援事業の活用を求めています。

(質問)協力金が出ることで、水路の修繕等を行えると思い、農地を貸せるように地域のみんなで協力して進めてきた。担い手を優先しすぎではないか？

(回答)担い手が営農していく条件を整えないと担い手がいない農地となり、農地バンクに預けることすらできない。立野地区ではこういうことのないよう、担い手の確保について検討してきました。

(質問)それでも担い手のいない農地は今後どうしていくのか。

(回答)農地のため、担い手がいなくても荒らすことができないので自己管理となります。町に新規就農等の相談があった際は、立野地区に限らず担い手のいない農地を紹介します。また屋敷内の農地は果樹などもともとあった農地もあり山林化している。適切な管理をお願いします。

(質問)令和8年度以降、担い手のいない農地は、必ず営農再開しなければならないか？

(回答)可能な限り営農していただきたい。必要な管理をお願いします。

(質問)農地バンクの契約は、今後の管理をお願いしているので是非長く、10年間は借りてほしい。

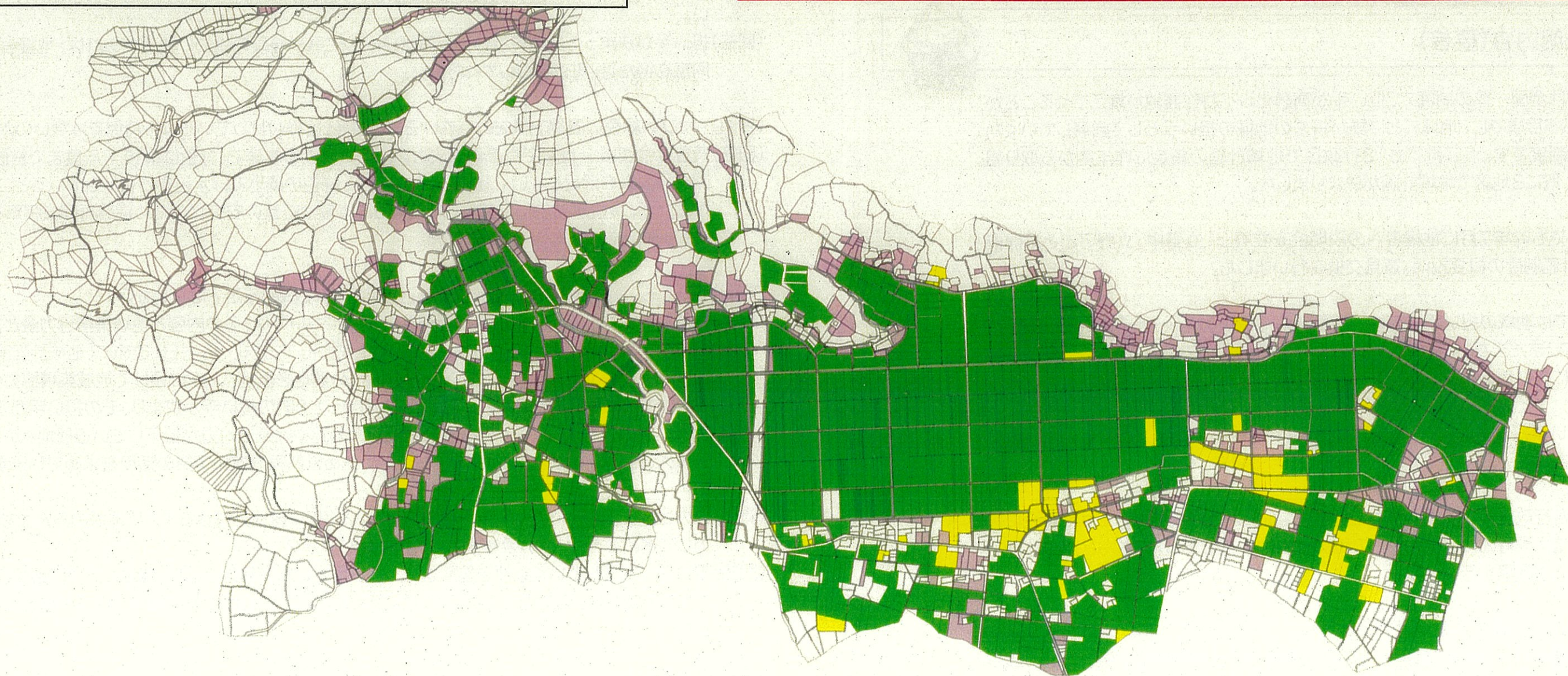
(回答)借り手にとっても安定して営農していくため10年間の契約を予定しています。

立野地区 農地利用計画担い手図

令和6年8月7日現在

《 凡 例 》	地域計画の範囲	349.8ha
■	…担い手が決まった農地	280.4ha
■	…担い手が決まっていない農地	69.4ha
★8月現在の色塗りで、今後変更の場合もあります。		

- 黄色 ■の農地 7年度農地バンクとの契約に向け、6年度中に手続きを行います。
- 緑色 ■の農地 農地バンクとの契約は8年度となりますが、7年度中に手続きを行います。7年度は特定農作業受委託契約を締結します。



担い手が営農していくにあたっては、大規模な農地で営農していくに必要な農業用機械の調達や、まだまだ地力が十分でない農地での堆肥の投入、管理耕作による本格的な営農への準備などが必要であり、緑色の農地 263 ヘクタールでは令和7年度も営農再開支援事業を活用して行くことを前提とした図となっています。

紫色の担い手が未定の農地についても、誰か営農できる人がいないか検討をしてきましたが、農地の形状や狭い農道で効率的な営農がしにくかったり、樹木が植わっていたりといったことから、担い手が見つからなかったものです。引き続き町では新規担い手などへ紹介していきますが、今後これらの農地については、農地所有者の管理となります。

この地域計画を実現していくためには地権者の皆様との農地の貸し借りが必要となります。立野地区の営農再開に向け、引き続きよろしくお願いします。

- ✧ 浪江町役場 農林水産課(農政係) ☎ 0240-34-0245
- ✧ 浪江町 農業委員会事務局 ☎ 0240-23-5706
- ✧ 福島県農業振興公社(浪江町役場駐在) ☎ 070-8688-9530

